



大野町

妊婦のための支援給付

令和7年4月1日施行

事業概要

全ての妊婦さん・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、
ばんそうがた
伴走型相談支援と妊婦支援給付金の支給を実施しています。

事業の内容

ばんそうがた **伴走型相談支援**

全ての妊婦さんや子育て家庭を対象に、保健師や助産師、母子保健推進員が出産・育児の見通しを一緒に確認し、相談や利用ができるサービス等の必要な支援を行います。
面談のタイミングは以下のとおりです。

- ① 妊娠届出時 ② 妊娠8ヶ月前後(希望制) ③ 出産後の赤ちゃん訪問時

※はがきを送付します。QRコードよりアンケートを回答してください

妊婦支援給付金

妊娠届を提出した妊婦さんを対象に、「妊婦支援給付金」の給付を行います。

妊婦支援給付金の内容

★1回目の支給：妊娠届を提出した妊婦に5万円を支給します

★2回目の支給：妊娠届を提出した妊婦に5万円×胎児の数を支給します

妊婦支援給付金の申請時期・申請方法

妊婦支援給付金は妊婦さんの通帳に振込となります。妊婦名義の通帳をお持ちください。

★1回目の支給

妊娠届を提出していただく際の窓口で申請書をお渡しします。

★2回目の支給

出生届出時に申請書をお渡しします。

※妊婦支援給付金の所得制限はありません。

※申請日に大野町に住民票がある方が対象です。妊婦給付認定後に大野町外に転出した場合は大野町の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転出先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※2回目の支給は流産・死産の場合も対象になります。妊娠が継続できなかった場合は保健センターにお問い合わせください。

【問合せ先】大野町保健センター
電話：0585-34-2333